



鷹沼剣友会

【入 会 要 項】

- ① 会則
- ② 稽古規則
- ③ 保護者当番
- ④ 細則・附則

平成 25 年 4 月 1 日改定

① 会 則

第一条 (名称・連絡先)

本会は鷺沼剣友会と称し、習志野市剣道連盟および習志野市スポーツ少年団、各種団体に属する。本会事務局を代表宅に置く。

第二条 (目的)

本会は、財団法人全日本剣道連盟の制定する「剣道の理念・剣道修練の心構え」に則り、剣道を通して調和的で社会に貢献できる人間形成を目指す事を目的とする。

第三条 (活動・稽古場所)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 週1回、日曜日、8時30分から13時までの稽古。
※小学生の稽古は11:00まで
- (2) 活動場所は習志野市立鷺沼小学校体育館とする。
- (3) 財団法人全日本剣道連盟段級位審査規定による剣道段級位審査会の受審。
- (4) 剣道大会ならびに剣道講習会への参加。
- (5) 本会の催事。(合宿・納会等)
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第四条 (組織・会員)

本会は、次の会議・部/局・会員をもって組織する。

- (1) 運営会議 : 指導者会員より選出した人員で組織し、会会長・会代表・技術指導部・事務局の選出と会の運営、維持存続にあたる。
- (2) 審判部 : 運営会議より選出し審判員・審査会立会人を依頼。
- (3) 指導者会員 : 運営会議にて随時協議のうえ指導者会員より選出して組織し、技術指導方法について協議決定をする。
- (4) 事務局 : 運営会議にて随時協議のうえ指導者会員より選出し、保護者役員と会運営のための事務作業および広報作業、会員管理、その他周辺関連団体との折衝にあたる。
- (5) 指導者会員 : 財団法人全日本剣道連盟の定める段位、二段以上を有する経験者とし、会費の無償、稽古場所の提供をすると共に技術指導部の指導方針に則り各会員の指導にあたる。
- (6) 会員 : <A>小学生会員 (未就学・年長組より)
中学生会員
<C>財団法人全日本剣道連盟の定める段位二段未満の高校・

大学生および社会人。

(7) 保護者役員：小学生会員の保護者より3名選出し、一年間の任期の範囲で事務局に参加し、会の運営にあたる。

(8) 保護者会員：小学生・中学生会員の保護者

第五条 (会員の権利と義務)

本会の会員は、会則を守り、剣道の奨励、発展に協力するとともに、次の権利と義務をもつものとする。

(1) 財団法人全日本剣道連盟、一般財団法人千葉県剣道連盟、習志野市剣道連盟、公益財団法人日本体育協会スポーツ少年団、一般財団法人日本剣道振興協会、東京都少年剣道研究会および運営会議にて参加を決定した主催団体への試合、大会、講習会に参加することができる。

(2) 会員は、第九条に定める会費を納めなければならない。

(3) 会員は運営会議で定めた会運営の方針に則った行動をとらなければならない

第六条 (入会の資格)

本会に入会できる者は、会の目的に賛同して活動できる者とし、以下の項目に承諾して入会申込書を本会に提出した者、またはその保護者とする。

(1) 未就学の者は原則幼稚園・保育園の年長組（小学校入学の一年前）からとする。ただし、すでに入会済みの兄弟との関係で運営会議にて入会を認めた者を除く。

(2) 道場に於ける事故については応急処置は行うが、その後の処置は本会の責任としない。

(3) 道場及び所定の場所への往復途中に於ける全ての事故については、本会は責任を一切おわない。

(4) 入会にあたり、健康状態を十分確認の上、また持病があれば、その旨入会時に申し出ること。

(5) 本会会員にして、会費滞納及び品行不良な者は、除名することがある。

(6) スポーツ保険に加入した者とする。ただし、指導者、会員<C>においては他の団体にて加入している場合を除く。

第七条 (総会・会議)

本会に総会、および会議を置く。総会は、定期総会と臨時総会とする。会議は要請により随時開催する。

(1) 定期総会は、年1回3月に開催し、臨時総会は役員の議を経て随時開催する。

- (2) 定期総会は、次の事項を決定する。
 - a 年間運営方針の提案・決議。
 - b 会則の改正提案・決議。
 - c 年間活動計画及び予算、決算。
 - d その他重要事項。
- (2) 臨時総会は運営会議、または保護者役員からの要請を受け、大幅な会運営の変更を伴う提案を決議する場合に開催する。
- (3) 各会議については日頃の稽古・指導内容・会運営について小規模な修正を検討するため、運営会議・技術指導部・事務局・父兄役員からの要請を受け、随時開催する。

第八条 (役員)

本会の役員を指導者役員と保護者役員と定め、その役割は以下の通りとする。

(1) 指導者役員

指導者会員より技術指導部員、または事務局員を選出し、会運営の補助をする。また、技術指導部、事務局の指導者より選出された指導者は運営会議を組織し円滑な会運営と存続にあたる。任期を定めず、その任については運営会議にて協議のうえ決定する。

(2) 保護者役員

小学生会員の保護者より選出、その任期を1年とし、毎年4月1日から3月31までとする。

その役割は父兄代表1名、会計1名、広報1名とし、事務局に属して会運営にあたる。

第九条 (運営資金)

本会の運営は、入会金、会費収入によるものとする。入会金、会費の額、並びに納入方法は次の通りとする。

(1) 小学生会員（未就学生も含む）について

- a 入会金は1人3,000円とし入会時に会計に納める。
- b 会費は月額1人1,500円とする。
- c 年3回(4・8・12月)に分けて会計に納入する。
- d 1ヶ月以上休会する場合には「休会届」を提出し、提出後休会期間中の会費の半額を返納する。ただし、届の無い場合には全額を納入する。
- e 退会する場合には、1ヶ月前に「退会届」を父兄役員提出し、会費の返納をする。ただし、届が無い場合には全額を納入する。

(2) 中学生以上の会員について

- a 入会金は1人3,000円とし、入会時に会計に納める。
 - b 会費は中学生・年額4,000円、財団法人全日本剣道連盟の定める段位二段未満の高校・大学生および社会人は年額5,000円とし、一括で会計に納入する。
- (3) 指導者会員について
- a 入会金・会費共に徴収をしない。
 - b 習志野市剣道連盟年会費および、スポーツ保険を自己負担とする。

第十条 (運営資金の使途)

本会の運営資金の使途は、次の通りとする。

- (1) 小学生会員の各種団体への加入費。
- (2) 小学生会員のスポーツ保険料。
- (3) 対外試合の参加費（定めがない場合はその時の寸志）。
- (4) その他、本会の催事・維持運営に必要とされる費用。

第十一条 (体験入会・休会・退会)

体験入会・休会・退会を以下に定める。

- (1) 体験入会は入会希望の見学者を対象とし、その稽古の回数は2回までとする。体験希望者には竹刀を貸出し、体験後、入会の意思のある場合には入会手続きを行う。
- (2) 1ヶ月以上休会する場合には「休会届」を父兄役員に提出する。
- (3) 退会を希望する者は、その退会の理由を代表に伝え、1ヶ月前に「退会届」を父兄役員に提出する。

第十二条 (慶弔)

慶弔に関して、次の通り定める。

- (1) 会員が入院した場合、見舞金3,000円交付する。
- (2) 会員または会員家族（祖父母は含まない）に不幸があった場合、香料5,000円交付する。
- (3) 前記規定以外の慶弔については、役員で協議して定めることができる。

② 稽古規則

- 1 > 稽古開始時間を8時30分、稽古終了時間を11時とする。ただし、終了については稽古の進行により予定時間を前後する場合がある。
- 2 > 稽古開始10分前までに体育館に入り、稽古を始められる準備を整えておく。
- 3 > 稽古の内容は個々の習熟度、季節を考慮した技術指導部の検討に基づき実施される。

指導を受ける会員は都度、その指示に従い、技術の向上を図る。体育館内での指導者の支持を無視した危険な行動を慎む。

4 > 竹刀の手入れを行い、2本を準備する。防具は原則個人購入とし、また、修理も各自の負担で行う。やむを得ず本会で保有する予備の防具を利用する場合にも、その修理については個人負担とする。

本会の防具の利用者は卒業時、退会時には速やかに返却する。

5 > 1年間無欠席者を皆勤賞、3日以内を精勤賞とし、毎年3月の納会時において表彰し賞状を授与する。

6 > 学校行事（セカンドスクール・運動会・修学旅行等）、および法定伝染病（おたふく風邪・水痘・麻疹・インフルエンザ等）の場合には欠席扱いとしない。ただし、必ず事前に父兄役員へ連絡をすること。連絡が無い場合には欠席とする。また、兄弟の大会参加・審査会への応援で休む場合については欠席とする。

7 > 合宿参加費用については全額自己負担とする。

8 > 卒業時には本会より名入りの木刀を進呈し、卒業を祝う。

9 > 「剣道の理念」に則り、常に相手を敬うことを心がけ、自己研鑽に励む。

③保護者当番

1 > 保護者当番は8時15分までに体育館の鍵を開け、稽古を始める準備をし、小学生の稽古終了までを役割とする。

2 > 当番の役割を以下の通りとする。

a 体育館の鍵明け。

b 机・椅子・木刀、スリッパ等の準備。

c 出席簿をつける。

d 前週の当番から引継いだ本会の飲料ポットに麦茶等を用意し、先生方のお茶の準備をする。（季節をみて温寒の種類を変更）

e 小学生低学年、初心者の着替え・防具着装の補助。

f 怪我等、トラブル発生時に指導者からの指示を補助。

g 稽古終了後に片付けを行い、次週の当番への業務引継。

3 > 当日、都合の悪い時には自己の責任において他の保護者と交代し、その旨を父兄役員へ連絡する。

4 > 任期中の父兄役員については当番の役割から外す。

④細則・附則

1 > 細則

(1) 「指導者について」

本会の稽古は指導者のボランティアによるものであり、これを支援する本会に入会する指導者にあっては無償で稽古場所の提供を受けることに感謝し、各会員の積極的な参加、協力が不可欠であることを理解いただくものとする。

(2) 「保護者について」

保護者は、目的を達成するために次の活動をサポートする。

- a 本会の維持運営に関するサポート。
- b 本会の対外試合出場に関するサポート。
- c 本会の催事に関するサポート。
- d 総会の開催。
- e その他本会の目的を達成するために必要な活動。

(3) 備品販売 ※価格については変わる場合があります。

●竹刀：2,000円 ●鏢（つば）/鏢（つば）止め：50円 ●手拭：450円

2 > 付則

この会則は平成25年（2013年）年4月1日から施行する。